

# 福岡県薬物の濫用防止に関する条例

平成二十六年十二月二十五日

福岡県条例第五十七号

改正 平成二七年一二月二五日条例第六三号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例をここに公布する。

## 福岡県薬物の濫用防止に関する条例

### (目的)

第一条 この条例は、福岡県において薬物の濫用による被害が深刻化している状況を踏まえ、薬物の濫用を防止するための具体的な方策を推進することにより、県民の健康と安全を守るとともに、県民が平穏に、かつ安心して暮らせる健全な社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら
- 五 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物(以下「大臣指定薬物」という。)
- 七 前各号に掲げるもののほか、これらと同等以上に興奮、抑制、幻覚その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められるもの(以下「危険薬物」という。)

### (県の責務)

**第三条** 県は、この条例の定めるところにより、薬物の濫用防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(県民の責務)

**第四条** 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するとともに、この条例に基づく県の施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第五条** 福岡県の区域内において物品の販売又は運送若しくは配達、広告、不動産の賃貸借その他の事業を営む者は、大臣指定薬物及び危険薬物(以下「危険薬物等」という。)の流通形態及び使用態様が多様化している状況に鑑み、この条例に基づき県が実施する危険薬物等の流通及び使用の禁止に関する施策に配慮するとともに、これに協力するよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

**第六条** 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、薬物の流通形態の多様化に対応して、薬物の濫用を防止するため、監視及び指導を効果的かつ適切に実施するための体制を整備するものとする。

(調査研究の推進)

**第七条** 県は、薬物の濫用防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、大学、研究機関等とも連携し、薬物の危険性及び迅速かつ正確な分析等に関する調査研究を行うとともに、その成果の活用及び普及に努めるものとする。

(情報の収集、分析、整理等)

**第八条** 県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、薬物の危険性、薬物の濫用の状況等の情報について収集、分析及び整理を行うとともに、これを薬物の濫用を防止するための施策に的確に反映させるものとする。

- 2 医療機関、関係行政機関その他薬物の濫用に関する情報を有する者は、前項に規定する情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 3 県は、第一項の規定により収集した情報について、国及び他の地方公共団体との共有を推進するものとする。
- 4 県は、危険薬物に関する情報を入手したときは、速やかに国に情報提供するものとする。

(薬物濫用防止施策に関する国等との連携等)

第九条 県は、薬物の濫用防止に関する施策を推進するに当たっては、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るものとする。

2 県は、薬物の濫用防止に関する施策を推進するに当たり必要と認めるときは、国に対し情報を提供し、又は意見を述べ、必要な措置をとるよう求めるものとする。

(教育及び啓発の指針)

第十条 県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るために、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、県民に必要な情報を提供するとともに、教育及び啓発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 青少年を薬物の濫用による生命及び健康への危害から守るため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等の教育機関においては、関係機関との連携の下に、薬物の危険性と濫用による被害について、児童、生徒等の年齢、生活環境等を踏まえた適切な教育を行うよう努めるものとする。

3 前項の教育機関は、第一項の規定により県が講ずる措置に協力するとともに、同項の規定により提供された情報を踏まえ前項の教育に当たる教員等の指導力の向上を図るものとする。

4 教育委員会は、この条例の趣旨及び内容等の県民への周知に資するため、市町村教育委員会及び社会教育関係団体との連携の下に、社会教育の場の活用に努めるものとする。

(平二七条例六三・一部改正)

(危険薬物等依存者の治療及び社会復帰の支援に係る指針)

第十一條 県は、危険薬物等の濫用により危険薬物等の依存症となった者(以下「危険薬物等依存者」という。)の治療及び依存症からの回復と社会復帰を支援するとともに、新たな危険薬物等依存者の発生を防止するため、危険薬物等の依存症治療に関する専門的知見を有する医療機関、危険薬物等依存者に関する支援団体等との連携体制の整備に努めるものとする。

2 県は、危険薬物等依存者及び危険薬物等濫用の経験者並びにこれらの親族からの相談に対応する窓口を設置し、広くその周知に努めるものとする。

3 県は、前二項に定めるもののほか、危険薬物等依存者の治療・回復と社会復帰支援に関するプログラムの策定等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(危険薬物等である疑いがある物品に関する調査及び警告等)

第十二条 知事は、危険薬物等である疑いがあり、県民に濫用されるおそれがある物品を早期に発見するため、名称、形状、包装、販売場所、販売方法等の要素を勘案し、危険薬物等の可能性がある物品の入手、当該物品を取り扱う場所の調査等、必要な措置を講

するものとする。

- 2 知事は、危険薬物等である疑いがある物品の発見に必要な限度において、危険薬物等の可能性がある物品を取り扱う者に対し、当該物品の成分、入手先、販売又は流通の状況等に関する情報の提供を求めることができる。
- 3 知事は、前二項の規定による調査の結果及びその他の事実を勘案し、危険薬物等である疑いがあると認める物品について、直ちに医薬品医療機器等法第七十六条の六第一項及び第二項の規定に基づく命令を発するとともに、同条から医薬品医療機器等法第七十七条までの規定に基づき都道府県知事の事務とされた報告その他の手続を迅速に進めるものとする。
- 4 知事は、第一項の危険薬物等である可能性がある物品について、県民が濫用し、被害が発生することを防止するため必要と認めるときは、医薬品医療機器等法第七十六条の六第一項及び第二項の規定による命令を発する前に、その職員をして、直ちに、当該物品を取り扱う者に対し当該物品を流通させないよう警告させることができる。

#### (特定危険薬物の緊急指定)

第十三条 知事は、危険薬物である疑いがある物品が大臣指定薬物として指定されるか否かが確定する前に、当該物品の濫用による県民の生命、健康又は安全に対する危害を防止するため緊急を要すると認めるときは、当該危険薬物である疑いがある物品又はこれを含有する物品を特定危険薬物として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十四条の規定により薬物に関する学識経験を有する者の中から選任し、設置する専門委員(次条において「専門委員」という。)の意見を聞くものとする。
- 3 第一項の特定危険薬物の指定は、その名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。

#### (特定危険薬物の広域指定)

第十四条 危険薬物について、他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったときは、当該地方公共団体と本県の広域的な連携の下に当該危険薬物が本県において製造、流通又は使用されることを阻止するため、知事は、これを特定危険薬物として指定するものとする。

- 2 前項の指定については、前条第三項の規定を準用する。
- 3 知事は、第一項の規定による特定危険薬物の指定を行ったときは、直ちにその旨を専門委員に報告するものとする。

#### (社会的監視の推進)

第十五条 県民及び第五条に規定する事業を営む者は、危険薬物の製造、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け、使用若しくは使用のための場所の提供等の事実を知り、又はその事実が疑われるときその他危険薬物に関する情報を入手したときは、当該情報を県に通報するよう努めなければならない。

2 県は、前項の通報に対応する窓口の設置等の体制を整備し、通報を受けたときは、迅速に、適切かつ必要な措置を講じなければならない。

(特定危険薬物の指定の失効)

第十六条 第十三条第一項及び第十四条第一項の規定による特定危険薬物の指定は、当該特定危険薬物又はその成分が第二条第一号から第六号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失う。第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により指定した特定危険薬物が大臣指定薬物に指定されないことが決定され、知事が特定危険薬物の指定の失効を告示したときも、同様とする。

2 第二十二条から第二十六条までの規定は、前項の規定による指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

(販売等の禁止)

第十七条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第五号までに掲げる行為について規則で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 特定危険薬物(特定危険薬物を含有する物品及び直ちに人の身体に使用可能な形状の植物を含む。以下同じ。)を製造又は加工すること。
- 二 特定危険薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で購入し、譲り受け、若しくは所持すること(県の区域外で販売し、又は授与することを目的とする場合を含む。)。
- 三 特定危険薬物を販売し、又は授与する目的で広告すること。
- 四 販売又は授与の目的による場合を除き、特定危険薬物を購入し、譲り受け、又は所持すること。
- 五 特定危険薬物を使用すること。
- 六 情を知って、特定危険薬物をみだりに使用するための場所を提供し、又はあっせんすること。

(立入調査等)

第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、特定危険薬物又はその疑いがある物を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入って、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り特定危険薬物若しくはその疑いがある物を収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、規則で定める様式による証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 前項の職員は、立入調査を実施するに際し、必要に応じて警察官に協力を求めることができる。
- 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第十九条 知事は、特定危険薬物に関し次の各号のいずれかに該当する者に対し、第十七条各号に規定する行為をしないよう警告を発することができる。

- 一 第十七条第一号の規定に違反して特定危険薬物を製造し、又は加工した者
  - 二 第十七条第二号の規定に違反して特定危険薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者(県の区域外における販売又は授与の目的で所持した者を含む。)
  - 三 第十七条第三号の規定に違反して特定危険薬物を販売し、又は授与する目的で広告した者
  - 四 第十七条第四号の規定に違反して特定危険薬物を購入し、譲り受け、又は所持した者
  - 五 第十七条第五号の規定に違反して特定危険薬物を使用した者
  - 六 第十七条第六号の規定に違反して特定危険薬物を使用するための場所を提供し、又はあっせんした者
- 2 前項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、同項の規定による警告を発することができる。

(製造、販売等の中止命令)

第二十条 知事は、前条第一項の規定による警告に従わず、第十七条第一号から第五号までのいずれかに該当する行為をした者に対し、当該行為の中止を命じ、又は特定危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、次のいずれかに該当する事情があるときは、特定危険薬物に関し第十七条第一号から第五号までのいずれかの規定に該当する行為をした者に対し、前条第一項の規定による警告を発することなく、当該行為の中止を命じ、又は特定危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 一 県民の生命、健康又は安全に対する危害を防止するため緊急を要する場合で、前条第一項の規定による警告を発するいとまがないとき。
  - 二 前条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する者が、過去に同項第一号か

ら第五号までの規定による警告を受けたことがあるとき。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十二条 第二十条第一項又は第二項の規定による命令(第十七条第一号又は第二号の規定に該当する行為に係るものに限る。)に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第二十条第一項又は第二項の規定による命令(第十七条第一号又は第二号の規定に該当する行為に係るものを除く。)に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十八条第一項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十六条 第十九条第一項の警告に従わず、第十七条第一号から第五号までのいづれかの規定に該当する行為をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条、第八条第二項、第十条第二項及び第三項、第十一条、第十五条及び第二十一条の規定は平成二十七年四月一日から、第十三条、第十四条、第十六条から第二十条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は規則で定める日から施行する。

(検討)

2 薬物に関する法令による規制の状況その他社会環境の変化及びこの条例の施行状況を踏まえ必要があると認められるときは、この条例の改正その他所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成二七年条例第六三号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。